

教員養成フラッグシップ大学の指定大学における教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置について御連絡する事務連絡です。

事務連絡  
令和3年8月6日

教職大学院を置く各大学担当課 御中

文部科学省総合教育政策局  
教育人材政策課教員養成企画室

教員養成フラッグシップ大学の指定大学における教職大学院の  
共通5領域の必修単位数の弾力措置について

この度、教員養成フラッグシップ大学について、別添1「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（令和3年8月4日3文科教第438号総合教育政策局長通知）のとおり「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」が公布され、別添2「教員養成フラッグシップ大学の公募について（通知）」（令和3年8月6日3文科教第488号総合教育政策局長通知）のとおり公募を開始しました。

これらを踏まえ、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学における教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力措置について、下記のと通りの取扱いとしますので、各大学におかれては、御留意いただくようお願いします。

なお、本弾力措置については、教員養成フラッグシップ大学として指定された大学が、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくための牽引（けんいん）役としての役割を果たすことを踏まえ、当該大学に限り認められるものであり、フラッグシップ大学の取組の実施に当たって連携する大学はその対象とはなりません。

また、フラッグシップ大学以外の大学における、管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコース及び教科領域を教職大学院に導入する場合における共通5領域の必修単位数の取扱いについては引き続き従来のとおりといたします。

記

教員養成フラッグシップ大学に指定された大学の教職大学院において、別紙のとおり、引き続き、共通5領域については全てを学ぶことを前提に、告示「専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成十五年三月三十一日 文部科学省告示第五十三号）」に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することを可能とする。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員養成企画室教職大学院係

電話：03-5253-4111（内線3778）

FAX：03-6734-3387

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

<特例のイメージ：教職大学院の共通5領域の必修単位数の弾力化のイメージ（例）>

	共通5領域（※1）					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	おおよそ20単位					10単位	(大学による)
修了要件	45単位以上						

※1：共通5領域の単位数について

- ・教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域すべてを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能
- ・管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能



	共通5領域					共通5領域に代えて大学が設定する新たな領域科目	学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域			
単位数	10単位以上（※2）					10単位以下	10単位	(大学による)
修了要件	45単位以上							

※2：引き続き、既存の5領域についてはすべてを学ぶことを前提とする